

■ 失業保険

給付の適正化を充実

失業保険制度は、昭和二三年、戦後の経済混乱期に、当時予想された多数の失業者の発生に対処するため、創設されたものである。

その後数回の改正によって、適用範囲も拡大され、又、日雇労働者にも適用をのび、特に、昭和三年には、国民皆保険の趣旨に沿い、陽の目を見ない五人未満の零細規模事業へも、失業保険事務組合を通じての適用が拡大され、更に、給付面においても逐年充実を図り、扶養加算金、就職支度金をはじめ、各種の給付加算金が増設される等、益々、失業対策の強力な柱として、また、社会保障制度の一翼として、失業労働者の生活保障に、大きく寄与している。

当初の五倍強に達している。

これを産業別、規模別にみると、本県全体の企業の実態を、そのままに反映しており、卸小売業が全体の三二%を占め、ついで、製造業が二三%、サービス業が二一%、建設業八%、その他の産業一六%となっており又、規模別には、五人乃至二十九人の事業所が全体の六〇%、四人以下の事業所二三%、三〇人〜九九人のもの一二%となっており、一、〇〇〇人以上のやや大規模のそれは僅かに〇・二%であり、全体の八三%は三〇人以

熊本県職業訓練行政のしくみ及び訓練規模

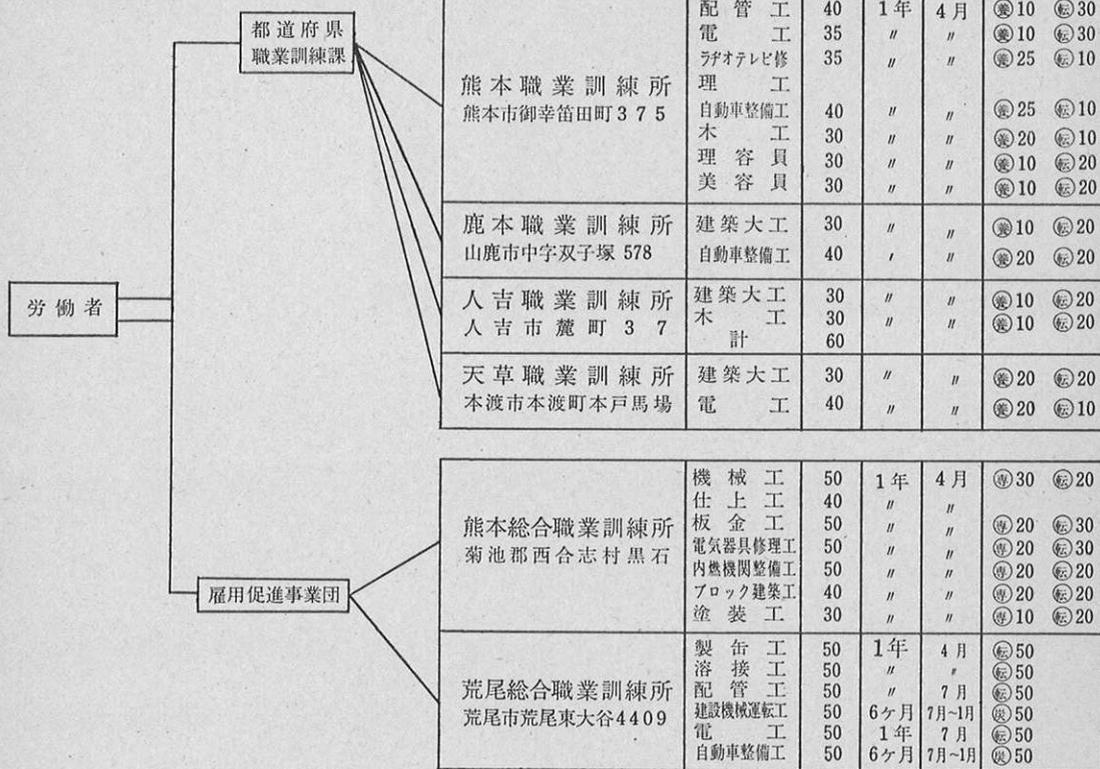


表1 適用事業所及び被保険者数

種別	適用事業所数	被保険者数	備考
昭和22年	1,336	32,064	(失業保険法制定年)
25	2,451	61,927	
30	3,533	86,489	
35	4,943	110,122	
40	7,093	156,626	

表2 失業保険料収納状況

年度	取納済額 (含日雇保険料)	日雇印紙光額	合計
昭和36年度	351,408,554	26,126,776	377,535,330
37	407,302,638	28,143,268	435,445,906
38	502,534,558	28,038,018	530,572,576
39	606,391,965	31,213,868	637,605,833
40	699,510,067	25,512,108	725,022,175

表3 失業保険金支払状況

年度	一般失業保険金 (含就職支度金 各種給付金)	日雇失業保険金	合計
昭和36年	62,633人 532,823,125	65,204人 105,166,420	637,989,545
37	83,743人 787,270,051	67,563人 126,555,030	913,825,081
38	100,781人 1,139,949,119	72,397人 120,537,160	1,260,486,279
39	96,314人 1,237,106,066	64,642人 100,585,050	1,337,691,116
40	99,852人 1,429,478,619	61,069人 90,574,650	1,520,053,269

(註) 各欄の上段は支給人員の年度会計人員数

下の零細企業で占められている。失業保険料収納及び失業保険金支給の状況は、別表2及び3のとおりで、本県における昭和四〇年度の失業保険経済は、保険料収納総額七億二、五〇〇万円余に対し、保険金支払総額は一五億二、〇〇〇万円と支払額に対する収入額は、その半分にも満たない状況にあり、過去においても、大体同様の収支率を示している。

失業保険制度の問題点

ここ数年の引き続く高度経済成長に伴う労働力需要の増大により求人数は大幅に増加し、労働力調査による完全失業者は大幅に減少しているにもかかわらず、失業保険金受給者は減少しないばかりか、むしろ、増加する傾向にすらあり、又求職者中に占める割合も大幅に増加しつつある。

この逆現象が一般の批判の対象とされてきたのは、けだし、当然のことと思われるが、その要因と考えられるのは、

- (一) 季節的受給者等による循環的受給
 - (二) 女子結婚退職者等による受給
- であり、この二つの問題は、全国的なものとして、一般世論にまでとり上げられ、失業保険制度の本質について種々論議を醸し、当局としても、再検討せざるを得ない状況になった。

一、季節的受給者

季節的受給者とは一年のうち、一定の期間だけ雇用労働者として就労し、残りの期間失業金を受給する人のことで、全国的には年々驚異的な増加を示している。

本県においては、東北、北海道地方等におけるような顕著な傾向はみられないが、建設業等の季節労働者の保険利用は段々と増加し、傾向としては、全国的な勢に近似しつつあることが、うかがわれる。

二、女子受給者

女子労働者の場合は、本来、離職後一般的に非労働化するものが多いと推定されるにもかかわらず、本県においても、近年女子受給者の激増が目立ちつつあって、この取扱について、さらに何等かの

の根本的対策を講ずる余地があると考えられる。

三、その他

詐欺その他不正の行為によって失業保険金の支給を受けた件数は別表4のとおりであるが、この内の大半は、再就職しながら失業であると偽って受給したものである。これは単に発見し得たもののみであって、いわば氷山の一角にすぎず、この背後には相当多くの不正受給が行なわれていると考えなくてはならない。

又一部の事業主の間では失業保険を悪用する傾向が最近ますます蔓延しつつある。

例えば、不足の甚だしいタクシー運転手の中には、失業保険の資格がつくと退職し一定期間失業金を受け、かつ、就職支度金を受給して再就職し、資格が出来るまで再び退職するということを繰り返して、又、紡績女工の中には、失業保険がつくと退職して、保険金のある間、バカンスを楽しむ保険が切れて初めて他の会社に就職する者があり、失業保険ではなく、バカンス保険であるとも言われている。

このような社会保障を体内からむしばむ不正や悪用は今や放置出来ない状況であり、健全な福祉国家発展の見地からも徹底的に改めなければならない。

このことは、いかに行政機関が努力しても国民全体の協力なくしては到底達し得ないものであるので、関係機関はもと

表4 不正受給摘発状況

年度	不正件数	不正受給額 日	不正受給金額 円	未然防止 日	備考
昭和36年	148	3,673	1,001,700	9,193	
37	240	4,672	1,491,710	15,850	
38	253	6,236	2,175,230	18,705	
39	227	7,590	3,464,600	17,319	
40	320	8,985	2,358,381	27,517	

より、特に事業主及び被保険者の理解と協力が期待されるのである。

